

法規及び重要文書の審査に関する要綱の制定について

(平成17年7月27日岩警発第980号警察本部長)

警 察 本 部 長

みだしの要綱を制定し、平成17年7月27日から施行するので誤りのないようにされたい。
記

(趣旨)

第1 この要綱は、法規及び重要文書(以下「法規等」という。)の審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査対象法規等)

第2 警務部警務課において、次に掲げる法規等を審査する。

- (1) 本部で立案する条例案、規則案及び告示案
- (2) 規程案、訓令案及び重要な例規案
- (3) その他警察運営に関する重要文書で本部長が特に命ずるもの

(事前審査)

第3 所属長は、第2に掲げる法規等の制定又は改廃を要するときは、警務部警務課企画室(以下「企画室」という。)にその都度事前連絡するものとし、回議の前に必要な資料等を企画室へ提出するものとする。

2 企画室は、提出された資料等により事前審査を行い、必要な事項を指導するものとする。

(審査)

第4 所属長は、法規等の回議案に事前審査終了後の資料等を添付し、警務部長及び警務部警務課長の審査を受けるものとする。